

実技試験（資産設計相談業務）解答

【第1問】

問1 正解 (ア)○ (イ)○ (ウ)× (エ)○

- (ア)○ 税理士資格のないFPでも、仮定の事例に基づく一般的な解説はできる。
- (イ)○ 生命保険募集人・保険仲立人登録のないFPでも、一般的な商品性の説明や、ライフプラン設計の提案はできる。
- (ウ)× 投資助言・代理業の登録のないFPは、特定企業の株式の投資時期等の判断や助言を行うことはできない。
- (エ)○ 社会保険労務士資格のないFPでも、「ねんきん定期便」を基にした公的年金の受給見込み額の計算はできる。

問2 正解 4

- 1. ○ 電話勧誘販売は、クーリング・オフ制度の対象である。
- 2. ○ 訪問買取は、クーリング・オフ制度の対象である。
- 3. ○ 連鎖販売取引は、クーリング・オフ制度の対象である。
- 4. × 通信販売は、クーリング・オフ制度の対象ではない。

【第2問】

問3 正解 (ア) 1,000 (万円) (イ) 235 (万円)

預金保険制度で保護される上限額は以下の通りである。

- ・ 決済用預金以外 (1 金融機関ごとに預金者 1 人当たり元本1,000万円までとその利息)

(ア) 横川翔馬名義

y a 支店

普通預金：145万円

定期預金：400万円

財形貯蓄：340万円

y b 支店

普通預金：165万円

$145\text{万円} + 400\text{万円} + 340\text{万円} + 165\text{万円} = 1,050\text{万円} > 1,000\text{万円}$

よって決済用預金以外で保護される額は、上限の1,000万円となる。

(イ) 横川恵里名義

y a 支店

普通預金：65万円

定期預金：100万円

y b 支店

普通預金：30万円

定期預金：40万円

$65\text{万円} + 100\text{万円} + 30\text{万円} + 40\text{万円} = 235\text{万円} < 1,000\text{万円}$

よって決済用預金以外で保護される額は、235万円となる。

※支店が違ってても同一名義の預金は名寄せされる。

※外貨預金、投資信託は預金保険制度の対象ではない。

問4 正解 1

- ・ Y L 株式と Y M 株式の株価を P B R（株価純資産倍率）で比較した場合、（ア Y L）株式の方が割安といえる。
- ・ Y L 株式と Y M 株式の配当利回りを比較した場合、（イ Y L）株式の方が高い。

<解説>

(ア)
$$P B R \text{ (株価純資産倍率)} = \frac{\text{株価}}{1 \text{ 株当たり純資産}}$$

- ・ Y L 社 株価3,120円、1株当たり純資産1,380円であるため

$$P B R = \frac{3,120}{1,380} = 2.260 \cdots (\text{倍})$$

- ・ Y M 社 株価17,840円、1株当たり純資産6,870円であるため

$$P B R = \frac{17,840}{6,870} = 2.596 \cdots (\text{倍})$$

Y L 社 : 2.26 (倍) < Y M 社 : 2.59 (倍) よって Y L 社 の方が割安である。

(イ)
$$\text{配当利回り (\%)} = \frac{1 \text{ 株当たり年間配当金}}{\text{株価}} \times 100$$

- ・ Y L 社 1株当たり年間配当金50円、株価3,120円であるため

$$\text{配当利回り} = \frac{50}{3,120} \times 100 = 1.602 \cdots (\%)$$

- ・ Y M 社 1株当たり年間配当金250円、株価17,840円であるため

$$\text{配当利回り} = \frac{250}{17,840} \times 100 = 1.401 \cdots (\%)$$

Y L 社 : 1.60% > Y M 社 : 1.40% よって Y L 社 の方が高い。

問5 正解 2

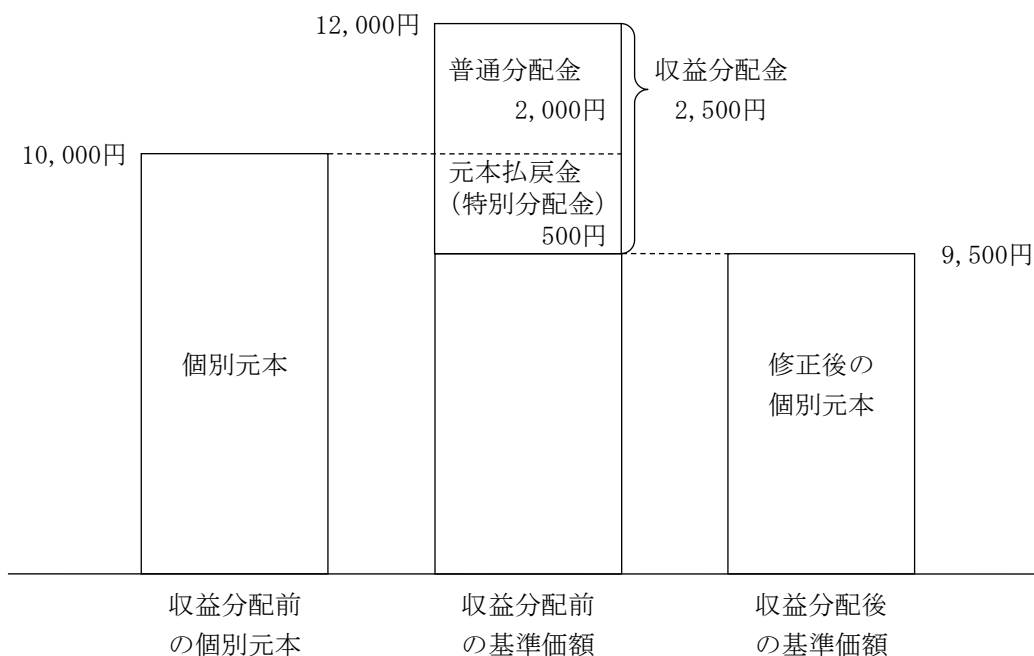
- ・平尾さんが、K A投資信託を新規募集時に100万口購入した際に、支払った購入時手数料（税込み）は、（ア 33,000円）である。
- ・＜資料＞の収益分配時に、平尾さんに支払われた収益分配金のうち、普通分配金（1万口当たり）は（イ 2,000円）である。

＜解説＞

（ア）＜資料＞より、購入時手数料：1,000万口未満3.30%とあるため、そちらを採用する。

$$1 \text{ 円} / 1 \text{ 口} \times 100 \text{ 万口} \times 3.30\% = \underline{33,000 \text{ 円}}$$

（イ）普通分配金＝収益分配前の基準価格－収益分配前の個別元本
 $= 12,000 \text{ 円} - 10,000 \text{ 円} = \underline{2,000 \text{ 円}}$



問6 正解 1.728 (%)

＜資料＞より

- ・表面利率：年1.3%
- ・購入価格：100.00円
- ・売却価格：103.00円
- ・所有期間：7年

以上から所有期間利回りを求める。

$$\text{所有期間利回り (\%)} = \frac{\text{クーポン} + \frac{\text{売却価格} - \text{購入価格}}{\text{所有期間 (年)}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

$$\begin{aligned} \text{所有期間利回り (\%)} &= \frac{1.3 + \frac{103.00 - 100.00}{7}}{100.00} \times 100 \\ &= 1.7285\cdots \text{ (小数点以下第4位切捨て)} \rightarrow \underline{1.728\%} \end{aligned}$$

【第3問】

問7 正解 2

＜課税長期譲渡所得の金額の計算＞

$$\text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除}$$

＜資料＞より

- ・譲渡価額 5,200万円
- ・譲渡費用 200万円
- ・特別控除 3,000万円を適用する。
- ・取得費に関しては不明のため概算取得費で計算する。

$$\text{概算取得費} = \text{譲渡価額} \times 5\% = 5,200\text{万円} \times 5\% = 260\text{万円}$$

$$\text{課税長期譲渡所得} = 5,200\text{万円} - (260\text{万円} + 200\text{万円}) - 3,000\text{万円} = \underline{1,740\text{万円}}$$

問8 正解 1

大久保さん：「土地を買って自宅を建てようと考えています。消費税について教えてください。」

沼田さん：「個人が土地を購入して自宅を建築する場合、（ア 建物の建築代金）に対して消費税がかかります。」

大久保さん：「現在は賃貸アパートに住んでいますが、家賃に消費税はかかっていますか。」

沼田さん：「個人が居住用として借りているアパートの家賃には、原則として、消費税が（イ かかりません）。」

大久保さん：「住宅ローンの利用に当たって、消費税がかかるものはありますか。」

沼田さん：「例えば（ウ 融資事務手数料）に対して、消費税がかかります。」

問9 正解 4

1. ○ 抵当権が記載されるのは権利部の乙区である。
2. ○ 抵当権が設定されているため債権を回収するために競売を裁判所へ申し立てることができる。
3. ○ 他の金融機関も、二番抵当、三番抵当というように設定することができる。
4. × 抵当権の登記は、債務を完済しても自動的に抹消されない。あらためて抵当権抹消登記が必要である。

問10 正解 3

建築面積の最高限度は建蔽率を用いて計算する。設例のように、セットバックを要する場合は、道路の中心線から水平距離2mまでが道路とされ、敷地面積に算入されない。

現況道路が幅員3mのため、片側1.5mである。 $2\text{m} - 1.5\text{m} = 0.5\text{m}$ （＝セットバック）

$$\text{よって建築面積の最高限度} = \{(12\text{m} - 0.5\text{m}) \times 16\text{m}\} \times 6 / 10 = \underline{110.4\text{m}^2}$$

【第4問】

問11 正解 (ア) 5 (万円) (イ) 364 (万円) (ウ) 1,860 (万円)

- ・ 隆司さんが現時点で、趣味のジョギング中にアキレス腱を断裂し、4日間入院し、約款所定の手術（給付倍率10倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ア 5）万円である。
- ・ 隆司さんが現時点で、初めてガン（悪性新生物）と診断されて14日間入院し、約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（イ 364）万円である。
- ・ 隆司さんが現時点で、交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ウ 1,860）万円である。

<解説>

（ア）アキレス腱断裂により入院・手術した場合、下記の給付金を受け取ることができる。

<保険証券1>

手術給付金

入院給付金日額の10倍

※災害入院特約は、入院5日目からのため給付されない。

5,000円×10倍＝5万円

※傷害特約は、不慮の事故によって死亡または高度障害を負った場合にのみ支給されるもので、設例では該当しない。

（イ）ガンによる入院・手術は、下記保険金・給付金を受け取ることができる。

<保険証券1>

三大疾病保障特約

200万円

疾病入院特約

入院5日目から

日額5,000円

成人病入院特約

入院5日目から

日額5,000円

手術給付金

入院給付金日額の40倍

<保険証券2>

ガン診断給付金

100万円

ガン入院給付金

入院1日目から

日額1万円

ガン手術給付金

1回につき

20万円

200万円＋5,000円×（14日－4日）＋5,000円×（14日－4日）＋5,000円×40倍
＋100万円＋1万円×14日＋20万円＝364万円

(ウ) 交通事故で即死した場合は、下記の保険金・給付金を受け取ることができる。

<保険証券1>	
終身保険金額	150万円
定期保険特約	1,200万円
三大疾病特約	200万円
傷害特約	300万円
<保険証券2>	
死亡保険金(ガン以外)	10万円

150万円 + 1,200万円 + 200万円 + 300万円 + 10万円 = 1,860万円

問12 正解 3

生命保険契約の責任開始期は、①申込み、②告知、③第1回保険料支払い、の3つが完了した時点である。保険会社の承諾の日や、証券に記載の契約日ではない。

①②③が完了するのは10月27日であるため、その日が保障が開始する日となる。

問13 正解 (ア)○ (イ)× (ウ)○ (エ)×

(ア)○ 自賠責保険は、すべての車に加入が義務付けられている。

(イ)× 死亡による支払限度額は、被害者1人につき3,000万円である。

(ウ)○ 傷害による支払限度額は、被害者1人につき120万円である。

(エ)× 自賠責保険の保険料は、取り扱い会社に関わらず、一律である。

問14 正解 (ア)× (イ)× (ウ)全員正解 (エ)○

(ア)× 再調達原価とは、同等のものを新たに建築または購入するのに必要な金額をいう。年経過や消耗分は考慮しない。

(イ)× 時価30万円超の財物は明記物件として記載が必要だが、時価25万円であれば、記載がなくとも補償の対象となる。

(ウ) 全員正解 問題不備のため全員加点となる。

(エ)○ その他特約等で個人賠償責任特約が付加されているため補償の対象となる。

【第5問】

問15 正解 4

＜資料＞より

〔定期保険（無配当）〕は、契約日が2005年4月1日であるため、旧契約（2011年12月31日以前に締結）に該当する。＜速算表＞より、控除額は

・支払金額 $55,000円 \times 1/4 + 25,000円 = 38,750円$

〔個人年金保険（税制適格特約付）〕は、契約日が2016年4月15日であるため、新契約（2012年1月1日以降に締結）に該当する。＜速算表＞より、控除額は

・支払金額 $78,000円 \times 1/4 + 20,000円 = 39,500円$

$38,750円 + 39,500円 = \underline{78,250円}$

問16 正解 4

総所得金額＝給与所得＋不動産所得

・不動産所得▲50万円のうち、土地取得のための借入金の利子20万円は、損益通算することができない。

損益通算可能な不動産所得＝▲50万円－▲20万円＝▲30万円

・総所得金額＝690万円＋▲30万円＝660万円

よって4が正しい。

問17 正解 (ア)○ (イ)× (ウ)○ (エ)×

(ア)○ 居住を開始した年は確定申告が必要だが、翌年以降は年末調整で適用が受けられる。

(イ)× 所得税から控除しきれない場合は、翌年度分の住民税から控除が受けられる。

(ウ)○ 単身赴任の場合でも要件を満たせば適用が受けられる。

(エ)× 繰り上げ返済により、返済期間が10年未満になった場合、適用が受けられない。

問18 正解 2

配偶者特別控除の適用が受けられる。

妻の所得は100万円のため、配偶者特別控除額の早見表の合計所得金額95万円超100万円以下となる。納税者本人（長岡さん）の合計所得金額が930万円であるため、900万円超950万円以下となり、配偶者特別控除は、18万円となる。

【第6問】

問19 正解 (ア) 5 (イ) 2 (ウ) 8 (エ) 3

松尾さん：「相続開始後の手続きについて教えてください。相続税の申告と納税はいつまでに行う必要がありますか。」

大地さん：「相続税の申告と納税は、相続の開始があったことを知った日の翌日から（ア 10ヵ月）以内に行うことになっています。」

松尾さん：「相続の放棄をするときは、どのような手続きをするのですか。」

大地さん：「相続放棄をする場合、相続の開始があったことを知った時から原則として（イ 3ヵ月）以内に、（ウ 家庭裁判所）にその旨の申述を行います。」

松尾さん：「準確定申告についても教えてください。」

大地さん：「納税者に相続が発生した場合、相続人は、被相続人の所得税の確定申告をして、所得税を納付する必要があります。準確定申告の期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から（エ 4ヵ月）以内です。」

問20 正解 1,720,000（円）

- ・父からの贈与：相続時精算課税制度

$$\text{税額} = (\text{贈与を受けた額} - \text{特別控除額} 2,500 \text{万円} (\text{※})) \times 20\% \text{ (一律)}$$

(※) 複数年の贈与については合計が2,500万円に達するまで。

<資料>より2018年に父から1,000万円の贈与を受けているため、2019年で使える特別控除額は2,500万円－1,000万円＝1,500万円となる。

$$\text{税額} = (1,800 \text{万円} - 1,500 \text{万円}) \times 20\% = 600,000 \text{円}$$

- ・叔父からの贈与：暦年単位課税

$$\text{税額} = (\text{贈与を受けた額} - \text{基礎控除額} 110 \text{万円}) \times \text{税率} (\text{※})$$

$$\text{税額} = (700 \text{万円} - 110 \text{万円}) \times 30\% - 65 \text{万円} (\text{※}) = 1,120,000 \text{円}$$

(※) <速算表> (ロ) を用いる。(叔父は直系尊属ではない。)

- ・2019年分の贈与税額＝600,000円＋1,120,000円＝1,720,000円

問21 正解 (ア) 2 (イ) 4 (ウ) 5 (エ) 8

関根さん：「2019年8月に売買契約をした新築マンションの購入資金として、父から2020年4月に資金援助を受けたいと考えています。『直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税』について教えてください。なお、マンションの引渡時期は2020年5月であり、引渡し後すぐに住み始める予定です。」

浅田さん：「非課税の適用を受けるためには、いくつかの要件があります。例えば、取得したマンションの専有部分の床面積が（ア 50m²）以上240m²以下であることなどです。」

関根さん：「私が購入した新築マンションは、省エネ等住宅に該当すると営業担当者から言われていますが、住宅取得等資金の非課税限度額はいくらになりますか。」

浅田さん：「2019年4月1日から2020年3月31日の期間に、住宅用家屋の取得等に係る対価の額に含まれる消費税等の税率が10%でマンションを取得していることから、非課税限度額は（イ 3,000万円）となります。」

関根さん：「この制度の適用を受ける場合、その年に110万円の基礎控除を受けることはできますか。」

浅田さん：「同じ年に、暦年課税における110万円の基礎控除を（ウ 受けることができます）。」

関根さん：「この制度の適用を受けたい場合、ほかに気を付けることはありますか。」

浅田さん：「贈与を受けた年の（エ 翌年3月15日）までに贈与税の申告書を提出することが要件となります。」

問22 正解 4

貸家建付地の評価額＝自用地評価額×（1－借地権割合×借家権割合×賃貸割合）

・自用地評価額＝路線価×奥行価格補正率×地積

＜資料＞より借地権割合は70%、借家権割合は30%、賃貸割合は100%と分かる。

300,000円×1.00×300m²×（1－70%×30%×100%）となり、4が正しい。

【第7問】

問23 正解 311（万円）

$$\text{○年後の予想額（将来価値）} = \text{現在の金額} \times (1 + \text{変動率})^{\text{経過年数}}$$

$$3 \text{ 年後の基本生活費 } 302 \text{ 万円} \times (1 + 0.01)^3 = 311.15 \cdots \rightarrow \underline{311 \text{ 万円}}$$

問24 正解 848（万円）

$$\text{貯蓄残高} = \text{前年の貯蓄残高} \times (1 + \text{運用利率}) \pm \text{その年の年間収支}$$

$$2020 \text{ 年の金融資産残高} = 765 \text{ 万円} \times (1 + 0.01) + 75 \text{ 万円} = 847.65 \rightarrow \underline{848 \text{ 万円}}$$

問25 正解 1（年）2（ヵ月）

住宅ローンの繰上げ返済は、毎月返済額とは別に行う返済である。208回返済後の残高19,583,063円を起点に、そこからさらに100万円返済した額に近い返済回数の残高を探す。

$$19,583,063 \text{ 円} - 100 \text{ 万円} = 18,583,063 \text{ 円}$$

但し「返済額は100万円を超えない範囲での最大額」とあるので上記18,583,063円を下回らない残高の返済回数までとなる。→222回の18,628,922円が該当。

$$\text{返済回数} 222 \text{ 回} - 208 \text{ 回} = 14 \text{ 回（月）} \rightarrow \underline{1 \text{ 年 } 2 \text{ ヲ月}}$$

【第8問】

問26 正解 10,462,000（円）

毎年の積立額から将来の合計額を求めるには「毎年の積立額×年金終価係数」で計算する。

$$100 \text{ 万円} \times 10.462 \text{（年利1.0\%、10年の年金終価係数）} = \underline{10,462,000 \text{ 円}}$$

問27 正解 26,275,000（円）

現在の額を複利運用した場合の将来の元利合計は「現在の額×終価係数」で計算する。

$$2,500 \text{ 万円} \times 1.051 \text{（年利1.0\%、5年の終価係数）} = \underline{26,275,000 \text{ 円}}$$

問28 正解 1,080,000（円）

現在の額を複利運用しながら、毎年の受取額を求めるには「現在の額×資本回収係数」で計算する。

$$1,500 \text{ 万円} \times 0.072 \text{（年利1.0\%、15年の資本回収係数）} = \underline{1,080,000 \text{ 円}}$$

【第9問】

問29 正解 4

- ・外貨ベースの税引き後元利合計

$$10,000 \text{米ドル} \times \{1 + (0.04 \times 3 \text{ヵ月} / 12 \text{ヵ月} \times 0.8)\} = 10,080 \text{米ドル}$$

※利息は月単位で計算するため、年利率4.0%に3ヵ月/12ヵ月を乗じている。

※利息額の20%が所得税・住民税として源泉徴収されるため、0.8を乗じている。

- ・円ベースの税引き後元利合計（外貨から円転する場合はTTBレートを使う）

$$10,080 \text{米ドル} \times 106.00 \text{円} = \underline{1,068,480 \text{円}}$$

問30 正解 2

	日本学生支援機構の貸与型奨学金	日本政策金融公庫の教育一般貸付
貸付（貸与）対象者	（ア 学生・生徒本人）	主に学生・生徒の保護者
申込み時期	（イ 決められた募集期間内）	いつでも可能
資金の受取り方	毎月定額	一括
返還（返済）開始	卒業後	（ウ 借入日の翌月または翌々月の返済希望日）

問31 正解 3

1. ○ 定期保険の保険料は一般の生命保険料控除の対象となる。
2. ○ 中途解約の際の解約返戻金は、所得税の課税対象となる。
3. × リビングニーズ特約保険金は、非課税である。
4. ○ 死亡保険金は、相続税の課税対象となる。

問32 正解 (ア) 1 (イ) 3 (ウ) 5 (エ) 11

＜つみたてNISAとiDeCoの概要＞

	つみたてNISA	iDeCo
非課税期間	最長(ア 20)年	運用期間中は運用益が非課税
年間投資限度額および 年間拠出限度額	新規投資額で毎年 (イ 40)万円	企業年金がない会社員27.6万円、 自営業者81.6万円など、 加入者の区分によって異なる
運用資金の引き出し	いつでも引出し可	原則(ウ 60)歳までは中途 引出しができない
税制上のメリット	・運用益が非課税	・運用益が非課税 ・掛金全額が(エ 小規模企業共済等掛金)控除の対象となる ・受取方法により、退職所得控除、公的年金等控除の対象となる
運用対象	所定の要件を満たす株式投資 信託、ETF等	定期預金、生命保険、投資信託等

問33 正解 (ア) × (イ) × (ウ) ○ (エ) ○

(ア) × 毎月の給与に係る健康保険料のうち、進太郎さんの負担分

=給与の標準報酬月額×保険料率×1/2(労使折半)

=560,000円×11.73%(※)×1/2=32,844円

(※) 48歳(40歳以上)であるため、介護保険第2号被保険者に該当する。

(イ) × 賞与に係る健康保険料も、労使折半となる。

(ウ) ○ 個人が負担した健康保険料は、全額が社会保険料控除の対象となる。

(エ) ○ 協会けんぽの一般保険料率は、都道府県単位で設定される。

問34 正解 3

・老齢基礎年金の計算式

$$=780,100円 \times \frac{\text{保険料納付済月数(※)} + (\text{保険料免除月数(※)} \times \text{免除の種類に応じた割合})}{480月}$$

(※) <資料>より納付済月数324+84=408月、全額免除月数24月、半額免除月数12月とわかる。

$$\cdot \text{老齢基礎年金額} = 780,100円 \times \frac{408月 + 24月 \times 1/3 + 12月 \times 2/3}{480月}$$

$$= 780,100円 \times \frac{408月 + 8月 + 8月}{480月}$$

$$= 780,100円 \times \frac{424月}{480月}$$

$$= 689,088.3 \cdots \rightarrow \underline{689,088円} \text{ (円未満四捨五入)}$$

【第10問】

問35 正解 14,690 (万円)

<飯田家のバランスシート>

(単位：万円)

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	950万円
預貯金等	5,060万円	自動車ローン	60万円
債券・株式	1,250万円	負債合計	1,010万円
投資信託	1,420万円		
生命保険（解約返戻金相当額）		400万円	
不動産		[純資産]	(14,690) 万円
土地（自宅）	5,000万円		
建物（自宅）	1,000万円		
投資用マンション	1,100万円		
その他（動産等）	470万円		
資産合計	15,700万円	負債・純資産合計	15,700万円

バランスシートの作成の手順は次のとおり。

- ① 設例のデータⅢ。飯田家の財産の状況<保有資産 (時価)><負債残高><生命保険>から、飯田家の資産合計と負債合計を求める。資産合計は15,700万円、負債合計は1,010万円となる。
- ② 「資産合計=負債・純資産合計」であるため、負債・純資産合計も15,700万円となる。
- ③ 純資産を求める。
純資産=負債・純資産合計-負債合計=15,700万円-1,010万円=14,690万円

問36 正解 2

I. 課税価格の合計額を求める。

死亡保険金＋死亡保険金以外の財産

＝2,400万円（※）＋9,000万円＝11,400万円

（※）生命保険金等の非課税限度額＝500万円×法定相続人の数

法定相続人は、友里さんと昌子さんの2人となる。

・生命保険金等の非課税限度額＝500万円×2人＝1,000万円

死亡保険金の課税価格＝（300万円＋3,000万円＋100万円）－1,000万円
＝2,400万円

※終身保険Bは被保険者が友里さんのため加算しないことに注意。

II. 課税遺産総額を求める。

課税遺産総額

＝課税価格の合計額－基礎控除額（3,000万円＋600万円×法定相続人の数）

＝11,400万円－（3,000万円＋600万円×2人（※））＝7,200万円

（※）法定相続人は、友里さん（配偶者）と昌子さん（母）の2人である。

III. 相続税の総額を求める。

・法定相続分	友里さん（配偶者）	2 / 3
	昌子さん（母）	1 / 3

＜相続税の総額の計算手順＞

- ① 課税遺産総額に各人の法定相続分を掛け各人の取得額を出す。
- ② 各人の取得額に該当する税率を掛け税額を計算する。
- ③ ②を合計する。

① 各人の取得額

友里さん：7,200万円×2 / 3＝4,800万円

昌子さん：7,200万円×1 / 3＝2,400万円

② 相続税の基となる税額

友里さん：

4,800万円×20％－200万円＜速算表より＞＝760万円

昌子さん：

2,400万円×15％－50万円＜速算表より＞＝310万円

③ 相続税の総額

760万円＋310万円＝1,070万円

問37 正解 3

税額＝（贈与を受けた額－配偶者控除2,000万円－基礎控除額110万円）×税率（※）

＝（2,000万円＋500万円－2,000万円－110万円）×20％－25万円（※）＝530,000円

（※）配偶者は直系尊属ではないため、＜贈与税の速算表＞（ロ）上記（イ）以外の場合、を用いる。

問38 正解 （ア）× （イ）○ （ウ）○ （エ）×

（ア）× 遺族基礎年金は、末子が18歳到達年度末までの子のいる配偶者に支給される。友里さんには子供がいないため遺族基礎年金は支給されない。

（イ）○ 遺族厚生年金は、老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3相当額である。

（ウ）○ 65歳前は、遺族給付と老齢給付の両方を同時に受給することはできない。

（エ）× 65歳以後において、老齢厚生年金と遺族厚生年金の受給権がある場合、まず老齢厚生年金が全額支給され、それまでの遺族厚生年金額との差額のみが、遺族厚生年金として支給される。

問39 正解 3

「正社員として勤務している者は、雇用保険において（ア 65歳）未満の者は一般被保険者とされ、（ア 65歳）以上の者は高年齢被保険者とされます。

一般被保険者と高年齢被保険者は求職者給付の内容が異なり、一般被保険者には基本手当が支給されます。その支給日数は、退職理由や雇用保険の加入期間などに応じ、原則として90日から330日です。ただし、7日間の待期期間に加え、自己都合退職や重責解雇の場合は、最長（イ 3ヵ月）の給付制限期間が設けられています。

一方、高年齢被保険者の場合は、基本手当の30日分または50日分に相当する高年齢（ウ 求職者）給付金が一時金で支給されます。高年齢（ウ 求職者）給付金は、（エ 支給要件を満たすたびに）受給することができます。」

問40 正解 （ア）2 （イ）6 （ウ）7 （エ）10

保険者（運営主体）	都道府県単位で設立された（ア 後期高齢者医療広域連合）
被保険者	・（イ 75歳）以上の高齢者 ・一定の障害認定を受けた前期高齢者
一部負担金の割合	・原則として、医療費の（ウ 1割） ・現役並み所得者は別に定める割合
保険料	（エ 被保険者）単位で、均等割額と所得割額の合計額を徴収